

1 調査の名称

林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業就業者調査）

2 調査の目的

本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 高知県全域

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）
林業就業者

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 約2,400

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出 有意抽出）
高知県の作成する林業就業者の名簿による。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添の調査票を参照）

- ① 林業就業者の属性に関する事項（氏名、年齢、性別、住所、連絡先）
- ② 雇用形態（森林組合作業班員、会社等雇用就業者、県内移動就業者、県外出稼就業者、自営業者、一人親方、県外就業者）
- ③ 作業種別就労日数（造林、伐木造林、椎茸、薪炭、作業道、木材運搬、その他）
- ④ チェーンソー保有台数
- ⑤ 新規・離職別
- ⑥ 動向区分（最終学歴、他業種からの参入及び県外からのU・I・Jターン等の状況）

(2) 基準となる期日又は期間

調査を実施する年度の前年度の4月1日から3月31日まで

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統 高知県一民間事業者一報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ① 県は、当該調査業務を民間事業者に委託する。
- ② 民間事業者は報告者に調査票を郵送する。報告者は調査票を民間事業者に郵送する。民間事業者は、調査票に不備のある報告者、提出の無い報告者及び事業体に属していない報告者に対して、電話で聞き取り、確認を行う。民間事業者は調査結果の集計・分析及び調査報告書の作成を行い、県に提出する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年8月下旬～9月末

1 調査の名称

林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業機械器具調査）

2 調査の目的

本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 高知県全域

(2) 属性的範囲 (■個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

林業機械器具を保有する林業就業者及び林業事業体

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 約140

(2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

高知県の作成する林業機械器具を保有する林業就業者及び林業事業体の名簿による。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添の調査票を参照）

① 林業機械・器具現況調査票

ア. 保有状況

イ. 所有区分

② 高性能林業機械の機種別導入状況調査票

ア. 既存、新規

イ. 事業体の所在市町村名

ウ. 事業体名、事業体区分

エ. 高性能林業機械の種類

オ. 保有区分

カ. 導入年度

キ. リース／レンタル区分

ク. ベースマシンの区分（ホイール型、製造国、メーカー名、型式名）

ケ. 作業機区分（ベース一体型、メーカー名、型式名）

コ. 実保有日数、内稼働日数

③ 高性能林業機械導入事業体別調査票

ア. 既存、新規

イ. 事業体名、事業体区分

ウ. 年間素材生産量

エ. 年間労働投下量

オ. 生産性

④ 森林情報管理機器（森林GIS）調査票

- ア. 導入者名
- イ. 機器のメーカー及び名称
- ウ. 導入年度
- エ. 導入した事業等名称 など

⑤ 森林情報管理機器（GPS）調査票

- ア. 導入者名
- イ. GPS受信機のメーカー及び名称・台数
- ウ. GPS受信機の使用比率及び導入年度、導入した事業等名称
- エ. GPS用図化ソフトウェアのメーカー及び名称、導入年度、導入した事業等名称 など

(2) 基準となる期日又は期間

- ①及び④、⑤：調査を実施する年度の前年度の3月31日現在
- ②及び③：調査を実施する年度の前年度の4月1日から3月31日まで

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統 高知県—民間事業者—報告者

(2) 調査方法

- 郵送調査 オンライン調査 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

- ①県は、当該調査業務を民間事業者に委託する。
- ②民間事業者は報告者に調査票を郵送する。報告者は調査票を民間事業者に郵送する。民間事業者は、調査票に不備のある報告者、提出の無い報告者及び事業体に属していない報告者に対して、電話で聞き取り、確認を行う。民間事業者は調査結果の集計・分析及び調査報告書の作成を行い、県に提出する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()
 (1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年8月下旬～9月末

1 調査の名称

林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（素材生産量調査）

2 調査の目的

本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 高知県全域

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）
素材生産を行う林業事業者

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 約140

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出 有意抽出）
高知県の作成する素材生産を行う林業事業者の名簿による。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添の調査票を参照）

- ① 林業事業者の属性に関する事項（事業者名、代表者名、住所、連絡先）
- ② 事業組織の形態（株式会社、有限会社、個人経営、林業経営者、森林組合、その他の組合、その他）
- ③ 素生連の加入状況
- ④ 素材生産量（民有林、国有林）
- ⑤ 葉付乾燥材の生産量（民有林、国有林）
- ⑥ 素材出荷量

(2) 基準となる期日又は期間

調査を実施する年度の前年の1月1日から12月31日まで

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統 高知県—民間事業者—報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ① 県は、当該調査業務を民間事業者に委託する。
- ② 民間事業者は報告者に調査票を郵送する。報告者は調査票を民間事業者に郵送する。民間事業者は、調査票に不備のある報告者、提出の無い報告者及び事業体に属していない報告者に対して、電話で聞き取り、確認を行う。民間事業者は調査結果の集計・分析及び調査報告書の作成を行い、県に提出する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年8月下旬～9月末